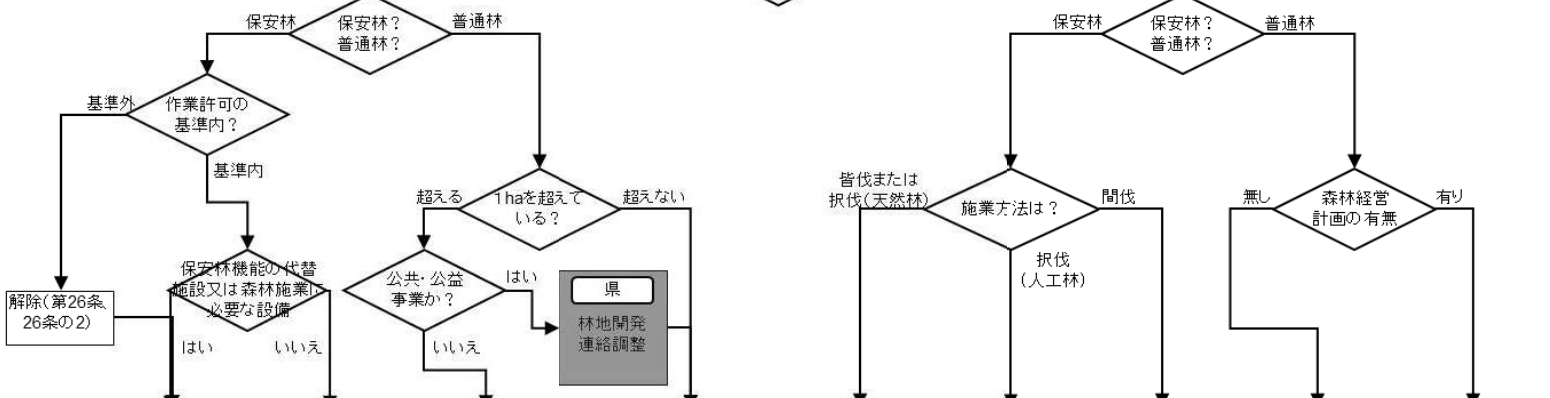


森林を伐採する場合に必要な手続き(フロー図)

伐採を行う場合

開発行為 開発行為? 森林施業 森林施業?



許可・届出の手続き	種類	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>保安林内作業許可申請書 (34条第2項)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>保安林内立木伐採許可申請書 (34条第1項第2項)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>林地開発許可申請書 (10条の2)</td> </tr> </table>	県	保安林内作業許可申請書 (34条第2項)	県	保安林内立木伐採許可申請書 (34条第1項第2項)	県	林地開発許可申請書 (10条の2)	<table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td>伐採及び伐採後の造林の届出書 (10条の8)</td> </tr> </table>	市町村	伐採及び伐採後の造林の届出書 (10条の8)	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>保安林内立木伐採許可申請書 (34条第1項第2項)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>保安林内択伐届出書 (34条の2)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>保安林内間伐届出書 (34条の3)</td> </tr> </table>	県	保安林内立木伐採許可申請書 (34条第1項第2項)	県	保安林内択伐届出書 (34条の2)	市町村	保安林内間伐届出書 (34条の3)	<table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td>伐採及び伐採後の造林の届出書 (10条の8)</td> </tr> </table>	市町村	伐採及び伐採後の造林の届出書 (10条の8)	<table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td>森林経営計画に係る伐採等の届出書 (15条)</td> </tr> </table>	市町村	森林経営計画に係る伐採等の届出書 (15条)
	県	保安林内作業許可申請書 (34条第2項)																						
	県	保安林内立木伐採許可申請書 (34条第1項第2項)																						
県	林地開発許可申請書 (10条の2)																							
市町村	伐採及び伐採後の造林の届出書 (10条の8)																							
県	保安林内立木伐採許可申請書 (34条第1項第2項)																							
県	保安林内択伐届出書 (34条の2)																							
市町村	保安林内間伐届出書 (34条の3)																							
市町村	伐採及び伐採後の造林の届出書 (10条の8)																							
市町村	森林経営計画に係る伐採等の届出書 (15条)																							
期日	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>保安林内立木伐採許可申請書 (34条第1項第2項)</td> <td>あらかじめ</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>伐採及び伐採後の造林の届出書 (10条の8)</td> <td>90~30日前</td> </tr> </table>	県	保安林内立木伐採許可申請書 (34条第1項第2項)	あらかじめ	市町村	伐採及び伐採後の造林の届出書 (10条の8)	90~30日前	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>保安林内立木伐採許可申請書 (34条第1項第2項)</td> <td>あらかじめ</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>保安林内択伐届出書 (34条の2)</td> <td>90~20日前</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>保安林内間伐届出書 (34条の3)</td> <td>90~20日前</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>伐採及び伐採後の造林の届出書 (10条の8)</td> <td>90~30日前</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>森林経営計画に係る伐採等の届出書 (15条)</td> <td>伐採後30日以内</td> </tr> </table>	県	保安林内立木伐採許可申請書 (34条第1項第2項)	あらかじめ	県	保安林内択伐届出書 (34条の2)	90~20日前	市町村	保安林内間伐届出書 (34条の3)	90~20日前	市町村	伐採及び伐採後の造林の届出書 (10条の8)	90~30日前	市町村	森林経営計画に係る伐採等の届出書 (15条)	伐採後30日以内	
県	保安林内立木伐採許可申請書 (34条第1項第2項)	あらかじめ																						
市町村	伐採及び伐採後の造林の届出書 (10条の8)	90~30日前																						
県	保安林内立木伐採許可申請書 (34条第1項第2項)	あらかじめ																						
県	保安林内択伐届出書 (34条の2)	90~20日前																						
市町村	保安林内間伐届出書 (34条の3)	90~20日前																						
市町村	伐採及び伐採後の造林の届出書 (10条の8)	90~30日前																						
市町村	森林経営計画に係る伐採等の届出書 (15条)	伐採後30日以内																						
対応窓口	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>保安林内立木伐採許可申請書 (34条第1項第2項)</td> <td>県(農林事務所)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>伐採及び伐採後の造林の届出書 (10条の8)</td> <td>市町村 林務担当課</td> </tr> </table>	県	保安林内立木伐採許可申請書 (34条第1項第2項)	県(農林事務所)	市町村	伐採及び伐採後の造林の届出書 (10条の8)	市町村 林務担当課	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>保安林内立木伐採許可申請書 (34条第1項第2項)</td> <td>県(農林事務所)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>保安林内択伐届出書 (34条の2)</td> <td>県(農林事務所)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>保安林内間伐届出書 (34条の3)</td> <td>市町村(林務担当課)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>伐採及び伐採後の造林の届出書 (10条の8)</td> <td>市町村(林務担当課)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>森林経営計画に係る伐採等の届出書 (15条)</td> <td>市町村(林務担当課)</td> </tr> </table>	県	保安林内立木伐採許可申請書 (34条第1項第2項)	県(農林事務所)	県	保安林内択伐届出書 (34条の2)	県(農林事務所)	市町村	保安林内間伐届出書 (34条の3)	市町村(林務担当課)	市町村	伐採及び伐採後の造林の届出書 (10条の8)	市町村(林務担当課)	市町村	森林経営計画に係る伐採等の届出書 (15条)	市町村(林務担当課)	
県	保安林内立木伐採許可申請書 (34条第1項第2項)	県(農林事務所)																						
市町村	伐採及び伐採後の造林の届出書 (10条の8)	市町村 林務担当課																						
県	保安林内立木伐採許可申請書 (34条第1項第2項)	県(農林事務所)																						
県	保安林内択伐届出書 (34条の2)	県(農林事務所)																						
市町村	保安林内間伐届出書 (34条の3)	市町村(林務担当課)																						
市町村	伐採及び伐採後の造林の届出書 (10条の8)	市町村(林務担当課)																						
市町村	森林経営計画に係る伐採等の届出書 (15条)	市町村(林務担当課)																						
注意点	<table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td> ■ 森林経営計画(森林施業計画)が立っている場合市町村へあらかじめ計画変更(認定森林から除外)する必要がある。(12条) </td> </tr> </table>	市町村	■ 森林経営計画(森林施業計画)が立っている場合市町村へあらかじめ計画変更(認定森林から除外)する必要がある。(12条)	<table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td> ■ 造林完了後(森林以外に転用する場合は伐採完了後)30日以内に市町村へ「森林の状況報告」が必要。(10条の8第2項) </td> </tr> </table>	市町村	■ 造林完了後(森林以外に転用する場合は伐採完了後)30日以内に市町村へ「森林の状況報告」が必要。(10条の8第2項)	<table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td> ■ 森林経営計画が立っている場合森林経営計画に係る伐採等の届出書を提出する必要がある。(15条) </td> </tr> </table>	市町村	■ 森林経営計画が立っている場合森林経営計画に係る伐採等の届出書を提出する必要がある。(15条)	<table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td> ■ 造林完了後(森林以外に転用する場合は伐採完了後)30日以内に市町村へ「森林の状況報告」が必要。(10条の8第2項) </td> </tr> </table>	市町村	■ 造林完了後(森林以外に転用する場合は伐採完了後)30日以内に市町村へ「森林の状況報告」が必要。(10条の8第2項)												
市町村	■ 森林経営計画(森林施業計画)が立っている場合市町村へあらかじめ計画変更(認定森林から除外)する必要がある。(12条)																							
市町村	■ 造林完了後(森林以外に転用する場合は伐採完了後)30日以内に市町村へ「森林の状況報告」が必要。(10条の8第2項)																							
市町村	■ 森林経営計画が立っている場合森林経営計画に係る伐採等の届出書を提出する必要がある。(15条)																							
市町村	■ 造林完了後(森林以外に転用する場合は伐採完了後)30日以内に市町村へ「森林の状況報告」が必要。(10条の8第2項)																							

※連絡調整の場合は、伐採及び伐採後の造林の届出書の提出が必要です。